

取扱区分:「公開」

第1回周南市都市計画公園見直し検討委員会

議 事 録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております
(発言そのものの記載ではありません)

令和3年8月26日(木) 14時00分～
周南市役所 シビック交流センター 多目的室

第1回都市計画公園見直し検討委員会 議事要旨

- 1 開催日時 令和3年8月26日(木) 14時00分～
- 2 開催場所 周南市役所 シビック交流センター 多目的室
- 3 出席委員 目山直樹委員長・坂本勲副委員長・中川明子委員・大山政男委員・飛渡一敏委員
- 4 欠席委員 欠席委員なし
- 5 オブザーバー 真庭利幸オブザーバー・福田将之オブザーバー
- 6 事務局 都市整備部長 有馬善己
公園花とみどり課長 河村直 ・課長補佐 重國史朗 ・係長 山重幸治
・主任 藤田恵未 ・亀割麻衣
都市政策課長 原浩士 ・主査 松岡哲也
- 8 傍聴者 傍聴定員10名のうち傍聴者3名
- 9 議題及び内容
① 周南市長期末着手都市計画公園見直し方針(素案)について
- 10 その他
- 11 議事の要旨

開会14時00分

8月26日(木) 14:00～ 第1回周南市都市計画公園見直し検討委員会

- ・開会宣言
- ・部長挨拶
- ・配布資料の確認
- ・委員紹介
- ・当委員会の設置及びスケジュール
- ・当委員会の出席状況報告
- ・委員長の選出
- ・副委員長の選出

(委員長)

それぞれの立場から、都市計画公園の見直し検討が正しい方向に進むようご意見いただきたい。

(事務局)

※事務局から資料に基づいて説明

(委員長)

確認事項として、「対象公園の選定に関すること」、「見直しの評価に関すること」、「対象公園の見直しを図る総合的な判断に関すること」の3つの視点がある。検討の中で、各視点に則り、ご意見をいただきたい。

(委員)

計画廃止を検討する公園について、周辺の既設公園が十分に機能していれば、未着手公園の計画を見直してもよいという判断になると思う。その際、近隣の公園を市民の方がどれくらい利用しているか、利用頻度などを数値化されると判断しやすい。

資料2の3ページに、「日々の暮らしの基本的な活動エリアとなる32地区」を周南市公共施設再配置計画で設定しているとの説明があるが、この32地区というのが具体的にどのように位置づけられているかを地図等に示してほしい。

今回、都市計画公園について資料整理されているが、そのほかの児童公園、農村公園、普通公園なども理解できるよう、資料を整理してほしい。

(委員長)

1点目は、見直し検討対象の都市計画公園に、代替的な公園があるかの確認でよいか。

1点目については、追加資料を整理して提示してほしい。

2点目の、32地区については、エリア内で、都市計画公園を廃止するとサービスが低下するなどの影響を示すべきという意見でよいか。

(委員)

よい。

(委員長)

3点目は、資料2-2に提示されている。以上3点について事務局から補足説明してほしい。

(事務局)

3点目から回答する。参考資料2-2に、都市計画公園だけでなく児童遊園や普通公園もプロットしてあるので、確認していただきたい。

(委員)

農村公園はどうなっているのか？

グラウンド(運動場など)はどう扱っているのか？

(事務局)

農村公園は都市計画区域に設置されていないため、今回の資料にはしめていない。

今回の資料では、公園の位置づけがあるもののみ提示した。

委員が指摘されたとおり、公園以外にも、スポーツ施設のグラウンド等もあるため、併せて考えたい。

(委員長)

周南市の場合、企業のグラウンド(工業系用途地域のなか)も活用されている。これらは公園面積の1.1倍ある。周南市は民間との連携でみると、公園の資産として利活用の可能性を持っている。

1人当たりの公園が14㎡あるとの説明だが、企業側の施設を含めるとさらに多い。ただし、利用に制約はある。

(事務局)

1点目の対象公園の近くの公園の利用頻度の説明は難しい。周南緑地の有料施設など、利用申請を伴うものについては把握しているが、24時間、出入り自由で使用できる公園の利用者数や利用頻度は数値化が困難ではある。

2点目の32地区は、コミュニティ地区の数である。公園のほかに、広場などを含めて検討するのであれば、32のコミュニティだけでなく、検討エリアを考え見直すことが必要。

(委員長)

32のコミュニティにしても、都市計画区域、市街化区域との関係や、立地適正化計画の都市機能誘導区域との関係を整理することも考えられる。

今回、近隣公園の見直し検討が複数ある。近隣公園のようにコミュニティの核となるものを、廃止検討するなら、近隣公園に対する需要が現時点で満たされているのではないと、説得材料になりにくい。ただし、これらの把握は難しく、なかなか数値化できないだろう。

(委員)

資料2の3ページの必要性の評価については、妥当な指標設定が必要と考える。計画されてから50年以上経ち、すでに建っている住宅をのけてまで公園をつくるのは難しいのではないかと。

57年が経ち、時代が変わり、未整備の公園計画をやめてもよいかと問われれば、そうせざるを得ないだろう。地域住民の公園整備の欲求の有無を判断できれば、いずれ廃止をしてもよいと思う。

(委員長)

今までのご意見を整理すると、代替性の担保ができていないか、あるいは代替性を求めているかを把握できるかどうかの一つの鍵になる。また、地域ニーズの有無については、やはり32なら32で整理をして、コミュニティ単位の公園要求の大きさを浮き彫りにした方がよいと思う。2年前に策定されたまちづくり総合計画でアンケートを実施しているので、それらから、各地域の公園ニーズを整理してほしい。

(委員)

廃止検討対象の公園は、久米地区と櫛ヶ浜地区に多い。これらの地区は、既存の公園が充実しているように思う。計画されてから57年経った今、周辺の状況をふまえた上で、本当にこれらの都市計画公園をつくる必要があるのか伺いたい。

(委員長)

久米・櫛ヶ浜地区に見直し対象公園が多いわけだが、実は近くに周南緑地もあり、公園に対するサービスの受け皿がある。

一方、どうしてこれらの地区に見直し対象公園が多いのか、事務局側に説明してほしい。

(事務局)

都市計画決定した当時の理由を、順を追って説明すると、まず昭和24年は戦災復興の時期で、まちづくりを進めていた時代だった。さらに、昭和38年は、高度経済成長期になり、新たな公園が計画された。それらの時代を経て残ったものが今の配置になる。

久米地区に3か所の未着手の近隣公園がある。ただし、周辺には周南緑地があり、街区公園もある。一方、都市計画公園区域は、制度上の制限はあるが住宅建設が可能で宅地化してきている。とくに、久米地区では土地区画整理事業が進み、周辺への開発需要が高まってきたといえる。また、久米土地区画整理事業で3公園整備をしている。

以上から、久米・櫛ヶ浜地区の近隣公園が宅地化し、公園整備につながっていないと理解している。

(委員長)

公園整備の背景については、年表などで整理したものと説明力が増すと思う。

都市計画法53条の第1項に出てくるように、建築を許容する日本の法制度では、都市計画公園の区域であっても宅地化してしまう。このような仕組みに問題があるのではないかと。久米・櫛

ケ浜地区の3か所の公園では宅地化が進んでいる中で、行政の施策として、都市計画公園の計画見直しをする必要があるかと思う。

ただ、今回の資料では、整備できない公園を計画から外していくというストーリーになっているけれども、委員のみなさんの意見をふまえると、32地区のエリアの中での施設の充足率や、代替性があるか、その辺りを補足した方がよいと思う。

また、太華公園、久米公園、沢田公園のように市街化している公園については、どんな時期に市街化が起きたか、その時の社会情勢についても整理をしていく説明する必要はあると感じた。また、公園区域に対する宅地化率、市街化率がどの程度進んでいるのかを示したほうが良い。

(委員)

未開設公園の機能の代替性については整理を補足してほしい。一番重要だと考えるのは、都市計画決定当時と現在の、地域のニーズの変化を把握することである。

加えて、都市機能の向上や都市の活性化の観点で、どのようなことが想定されるか説明をしてほしい。

(委員長)

事務局から回答いただきたい。

(事務局)

まず1点めについて回答したい。今回の資料では、代替性について説明が不足していたので、意見を取り入れて、整理したい。次に、ニーズについては把握が難しいため、都市計画の見直しに当たり、地元での説明会などを通して、意見をうかがいながら手続きを進めたいと思う。

廃止する場合の、都市機能の向上、都市の活性化への影響については、コミュニティ単位というイメージではなく、もっと広い範囲のイメージで検討し、都市機能やまちづくりの効果について検討していきたい。

(委員長)

周南市の場合、合併前の徳山市と新南陽市で、公園の計画や整備にも違いがあるようだ。そのため、32地区で見た場合に、偏りや欠落があるように思うので、この機会に、公園全体での配置のバランスを見ていく必要がある。

旧徳山市側では、海軍燃料省立地に伴う緩衝緑地があり、いまの周南緑地として生かされている。この周南緑地の北側に周南団地が整備され、計画的に公園整備がなされてきた。このような経緯があるところと、そうでないところで差が出ていると思う。

今回挙げられている未開設の都市計画公園を見直すこと、また、部分開設の公園については、一部見直しを図っていくことへの妥当性について、次回までに整理してお示しいただきたい。都市計画道路の見直し方針を検討した際は、代替があるかという確認をしながらやっており、代替路の確保や、一部の市道整備の方針を示している。そういったことを踏まえて、説明力を持たせていくようお願いしたい。

最後に、オブザーバーの方からもご助言いただきたい。

(オブザーバーの助言については、項目のみ列記した)

(オブザーバー)

- ・宅地化した未開設公園の事業実現性は低いとの指摘
- ・廃止検討にあたっては都市公園の代替性の有無が重要であるとの指摘
- ・部分開設済の公園は運用中であることをふまえた説明が必要との指摘
- ・資料に、立地適正化計画等の関係も示すとなおよいとの指摘

(委員長)

立地適正化計画の都市機能誘導区域内での整備の進め方と、それ以外のエリアとのメリハリをつけていかざるを得ない。

(オブザーバー)

- ・公園ストックの充実に伴う維持管理費増大からみたストック再編の視点が必要との指摘
- ・異常気象や災害の激甚化をふまえ、防災拠点性からみた評価も必要との指摘

(委員長)

周南市は、公園面積が全国平均より大きいわけだが、維持管理面ではコスト高になりかねない。しかも、人口減少のもとでは、1人当たりの公園面積が増えていく傾向にある。コスト面や維持管理面からも、適切な規模を探る必要がある。

(オブザーバー)

- ・53条の開発許可では、建築の規制が続くことが一番問題であるため見直しの取り組みが必要との指摘
- ・先行事例として県内では岩国市、山陽小野田市があるので参考としてほしいとの指摘
- ・代替性の指標を参考にされたいとの指摘
- ・パブリックコメントの実施にあたり、専門的用語を配慮して用語集など対応すべきとの指摘

(委員長)

パブリックコメントは、課題があると考えていたので、ご指摘はありがたい。
また、先行事例のお話もいただいた。
事務局から今のご指摘、コメントに対して応答いただきたい。

(事務局)

貴重な助言に感謝したい。今後の検討に活かしたい。

(委員長)

議論の中でもう少し言っておきたいということがあれば、ご意見いただきたい。

(委員)

機能代替性という話があるが、周陽公園では、スポーツ少年団の活動や中学校の部活動を行ったり、それから当然ながら小学生が遊びに行ったりしている。他にも、スケボーで遊ぶ方、トレーニングをされている方もいることを新聞で知った。また、周陽公園で周陽夏祭り、秋祭りなど地域のイベントを行っている。では、近隣公園がない地区の方は、どこで地域イベントをされているのだろうか。それはやはり、小学校のグラウンドではないだろうか。地域の活動が行える場所が確保できていることの確認がとれると、ひとつの理由づけになるのではないかと思う。

(委員長)

イベント等での公園の代替性を小学校や中学校のグラウンドに求める。それらも調査して整理しておけば、説明力が増すという説明である。近隣公園は2ヘクタールが計画標準になっているが、小学校の敷地は1.2~2ヘクタール、中学校は2ヘクタール以上であり、地域のイベントで学校のグラウンドを活用している地区にとっては、公園の代替性はそこに求められる。

また、人口減少で、学校が閉鎖される例が市街地の中に増えてきている。現在、その跡地利用がなかなかすまない状況にあり、行政が公園として残していくとか、コミュニティの核として残していくとか、その方向性だけでもこの中で示して頂けるとさらによいと思う。なかなか代替性の評価は難しいが、地域ごとの実状、それを補足していただきたい。

事務局の方で、コメントがあればお願いしたい。

(事務局)

課題として認識したのは、「公園の配置方針」である。小学校の運動場の活用、ストックの再編についてもそうですが、そういった中で、廃止・存続を考えるためには、今の基本的な現状を示して、今後の検討を深めたいと考える。また、防災面であれば、避難場所について、学校や公園を指定しているところもある。それらを総合的に検討しなくてはならないと強く感じた。次回までにその点をまとめたい。

(委員長)

他に意見はないか。

(委員)

最終的にパブリックコメントで市民の意見を聞いて、決めていくようになると理解する。今回の資料では財政的な側面からの記述がみられない。行政の予算には制約があるので、財政的な側面からみた判断材料を補足してほしい。

(委員長)

なかなか難しいところもあると思うが、トータルの数字でみせることはできると思う。公園を作ることによって、公園行政にかけるサービスの総予算がどれだけ上昇するのかということ、人口が減っている中で財政規模を維持しようとするならば、1人当たり分としては増えていくので

そのあたりを見せるやり方もあると思う。財政面のご指摘ということで、今回の資料にないところがあがってきましたので、ありがたい。事務局はどうでしょう。

(事務局)

財政面についての記述に乏しいので、項目に追加したい。

(委員)

日本国内では、移動の自由がある。支払った税金に対するコスパをみて居住地を選定するため、都市間で公共サービスによる競争が生じている。その中で、公園サービスは非常に重要な項目ではあるが、周南市には周南緑地など大規模公園があり、これらをふまえて、市民に対して最適な公園（サービス）の大きさを判断し、市としてあるべき方向性を示していけばよいと思う。コストを負担される市民への影響で考えていただければ一番良い。

(委員長)

それでは、他にご意見等なければ審議をここまでとし、次に移りたいと思う。

以上で本日の議事について終わりたい。事務局から今後のことを含めてご説明してほしい。

(事務局)

今後のスケジュールについて説明する。資料3の周南市長期未着手都市計画公園見直し方針策定の全体スケジュールとして、第2回検討委員会を9月30日 木曜日の10時から開催する予定である。

その際に「周南市長期未着手都市計画公園見直し方針（素案）」の修正版および周南市長期未着手都市計画公園見直し方針（素案）に基づく評価表（案）をお示ししたい。

(委員長)

あくまで予定ではあるが、第2回で結審しなくてはならないという縛りはない。検討が継続するようであれば、都市計画審議会の審議案件とする時期も、おのずと後ろにずれるということをご理解いただきたい。

第2回検討委員会では、本日の意見をふまえた指標であるとか、資料の整理を補足していただきたい。

ここまでのところで、皆様方ご質問等はないか。よろしければ、本日の説明と対応について了解いただいたということで進めさせていただきたい。今日の会議の進行について、委員各位の協力をいただいた。感謝申し上げたい。それでは事務局の方に進行をお返りする。

(事務局)

以上を持って、第1回周南市都市計画公園見直し検討委員会を閉会したい。

閉会 15時54分